

## 国立大学法人京都大学化学系研究設備有効活用ネットワーク利用規則

(平成20年3月11日総長裁定制定)

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）が管理及び運用する設備のうち、化学系研究設備有効活用ネットワーク構築事業実施規約（平成19年4月7日化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会決定。以下「構築事業実施規約」という。）により相互利用に供する設備の利用（当該設備の管理部局に所属する教職員が利用する場合を除く。）について、必要な事項を定める。

(設備)

**第2条** この規則の対象となる相互利用に供する設備は、構築事業実施規約第7条第3項の規定により化学系研究設備有効活用ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）へ登録した設備（以下「設備」という。）とする。

(利用者の資格)

**第3条** 設備を利用できる者は、化学系研究設備有効活用ネットワーク利用規約（平成19年4月7日化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会決定。以下「利用規約」という。）第5条第1項の規定によりネットワークの利用に係る承認を受けた利用機関の教職員及び研究員とする。

(設備管理者)

**第4条** 本学に、第2条に規定する設備ごとに設備管理者を置き、当該設備を管理している部局に所属する教職員のうちから当該部局の長が指名した者をもって充てる。

(利用の申請及び承認)

**第5条** 設備を利用しようとする者は、前条に定める当該設備の設備管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 設備管理者は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

(利用料)

**第6条** 設備の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、設備の利用に要する費用（以下「利用料」という。）を納付するものとする。

2 利用料は、化学系研究設備有効活用ネットワーク設備利用料算定要領（平成19年4月7日化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会決定。）に基づき算定し、ネットワークへ登録した料金とする。

(納付の方法)

**第7条** 前条第1項に定める利用料の納付の方法は、次の各号の利用者の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

(1) 本学の教職員及び研究員

ア 大学運営費、受託研究費及び寄附金については費用の付替によるものとする。

イ 科学研究費補助金等については利用負担金通知書により請求するものとする。

(2) 他大学等の教職員及び研究員 利用規約の規定によるものとする。

(目的外利用の禁止)

**第8条** 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に設備を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

**第9条** 設備管理者は、利用者がこの規則に違反し、設備の利用に重大な支障を生じさせたときは、第5条第1項の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

(損害賠償)

**第10条** 利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に係る設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(事務)

**第11条** 設備の利用に関する事務は、宇治地区事務部が処理する。

(雑則)

**第12条** この規則及び協議会が定める規約のほか、設備の利用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成20年3月11日から施行し、平成19年6月1日から適用する。